

京都市告示第96号

京都市環境基本条例第11条に基づき設定する、京都市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい環境保全基準は、次のとおりとします。

なお、この環境保全基準については、可及的速やかに達成するよう努め、既に達成されている場合にあつては、現状を維持するよう努めるものとします。

平成22年5月11日

京都市長 門川大作

1 大気汚染に係る環境保全基準

| 項目 | 基準値 |
|------------|--|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値 0.02ppm以下 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値 0.10mg/m ³ 以下 1時間値 0.20mg/m ³ 以下 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値 15 μ g/m ³ 以下 1日平均値 35 μ g/m ³ 以下 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値 0.02ppm以下 (ただし、当分の間1時間値の1日平均値 0.04ppm以下) |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値 5ppm以下 |
| 降下ばいじん | 5t/km ² /月以下 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下 |

注1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm 以下のものをいう。

注2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注3 測定方法については、国の環境基準（以下「環境基準」という。）の取扱いに準ずるものとする。ただし、降下ばいじんについては、デポジットゲージ法（英国規格）によるものとする。

注4 評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。ただし、二酸化硫黄については、1時間値の1日平均値の年間98%値と当該基準値との比較により評価するものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

2 水質汚濁に係る環境保全基準

(1) 人の健康保護に係るもの

| 項目 | 基準値 |
|-------------------|----------------|
| カドミウム | 0.01 mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下 |
| 1,2 - ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 |
| 1,1 - ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 |
| シス-1,2 - ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 |
| 1,1,1 - トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 |
| 1,1,2 - トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 1,3 - ジクロロプロペン | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L 以下 |

| | |
|---------------|--------------|
| | |
| セレン | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 |

注1 対象水域は、全河川とする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

(2) 生活環境項目に係るもの

生活環境項目（河川）

| 項目 \ 類型 | AA | A | B | C |
|------------------|----------------|-------------------|-------------------|---------------|
| 水素イオン濃度 (pH) | 6.5 以上 8.5 以下 | 6.5 以上 8.5 以下 | 6.5 以上 8.5 以下 | 6.5 以上 8.5 以下 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 1 mg/L 以下 | 2 mg/L 以下 | 3 mg/L 以下 | 5 mg/L 以下 |
| 浮遊物質 (SS) | 25 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 25 mg/L 以下 | 50 mg/L 以下 |
| 溶存酸素量 (DO) | 7.5 mg/L 以上 | 7.5 mg/L 以上 | 5 mg/L 以上 | 5 mg/L 以上 |
| 大腸菌群数 | 50MPN/100ml 以下 | 1,000MPN/100ml 以下 | 5,000MPN/100ml 以下 | — |

注1 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する類型

| 対象水域 | 類型 | 対象水域 | 類型 |
|-------------------------|----|-------------------------|----|
| 鴨川上流 (1) (高橋から上流) | AA | 御室川 | A |
| 鴨川上流 (2) (高橋から高野川合流点まで) | A | 天神川上流 (御室川合流点から上流) | A |
| 鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで) | A | 天神川下流 (御室川合流点から下流) | B |
| 鴨川下流 (勧進橋から下流) | B | 新川 | C |
| 白川 | A | 清竜川 (桂川合流点から上流) | AA |
| 西高瀬川 | C | 小畑川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流) | A |
| 高野川上流 (花園川合流点から上流) | AA | 宇治川上流 (山科川合流点から上流) | A |
| 高野川下流 (花園川合流点から下流) | A | 宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで) | B |
| 岩倉川 | A | 旧安祥寺川 | A |
| 桂川上流 (渡月橋から上流) | A | 山科川上流 (旧安祥寺川合流点から上流) | A |
| 桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで) | B | 山科川下流 (旧安祥寺川合流点から下流) | C |
| 桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで) | B | 東高瀬川 | B |
| 有栖川 | B | 弓削川 | A |

3 地下水汚染に係る環境保全基準

| 項目 | 基準値 |
|----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01 mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L以下 |
| チウラム | 0.006 mg/L以下 |
| シマジン | 0.003 mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L以下 |

| | | |
|---------------|------|--------|
| | | |
| ベンゼン | 0.01 | mg/L以下 |
| セレン | 0.01 | mg/L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 | mg/L以下 |
| ふっ素 | 0.8 | mg/L以下 |
| ほう素 | 1 | mg/L以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 | mg/L以下 |

注 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

なお、人の健康に係る項目について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを環境保全基準にも追加又は改定することとする。

4 騒音に係る環境保全基準

(1) 一般騒音

| 地域の類型 | 時間の区分 | |
|--------|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50 dB 以下 | 40 dB 以下 |
| A 及び B | 55 dB 以下 | 45 dB 以下 |
| C | 60 dB 以下 | 50 dB 以下 |

注1 地域の類型は、次のとおりとし、その該当地域は、騒音に係る環境基準の類型指定（平成11年3月26日付け京都府告示第213号）によるものとする。

AA：特に静穏を要する地域。

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域についての基準値は、上表によらず、次表のとおりとする。

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|----------|----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 dB 以下 | 55 dB 以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 dB 以下 | 60 dB 以下 |

(備考) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通

を担う道路*に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値 | |
|----------|----------|
| 昼間 | 夜間 |
| 70 dB 以下 | 65 dB 以下 |

*：幹線交通を担う道路：高速自動車国道，一般国道，都道府県道，市町村道（4車線以上）及び自動車専用道路

注2 時間の区分は次のとおりとする。

昼 間：午前6時から午後10時まで

夜 間：午後10時から翌日の午前6時まで

注3 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係るもの

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|----------|
| I | 70 dB 以下 |
| II | 75 dB 以下 |

注1 地域の類型は、次のとおりとし、その該当地域は、昭和52年3月25日付け
京都府告示第148号によるものとする。

I：主として住居の用に供される地域

II：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

注2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

5 悪臭及び地盤沈下に係る環境保全基準

| 項目 | 基準 |
|------|----------------------------------|
| 悪臭 | 大部分の住民が日常生活において不快を感じない程度以下であること。 |
| 地盤沈下 | 地盤沈下を進行させないこと。 |

6 土壤汚染に係る環境保全基準

| 項目 | 基準値 |
|--------------------|--|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機 ^{りん} 燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること |
| 砒 ^ひ 素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること |

| | |
|--------------|---------------------------|
| | |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること |

注1 検液の作成方法、測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

注2 有機^{リン}とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

なお、人の健康に係る項目について、国の環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを京都市環境保全基準にも追加又は改定することとする。

7 緑に係る環境保全基準

(1) 市街化区域に係るもの

| |
|---------------|
| 基準値 |
| 緑被率を33%にすること。 |

注 緑被率とは、空から見た、敷地面積に対する緑の割合。

(2) (1) 以外の地域に係るもの

| |
|--------------|
| 基準 |
| 豊かな緑を保全すること。 |

8 ダイオキシン類に係る環境保全基準

| 媒体 | 基準値 |
|-------|-----------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 | 1pg-TEQ/L以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |

注1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

注3 土壌にあつては、京都市環境保全基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(環境政策局環境企画部環境総務課)